

令和4年12月
内閣官房副長官補室

「人身取引対策行動計画2022（仮称）」（案）に対する意見の募集結果について

令和4年10月31日（月）から令和4年11月13日（日）までの間、「人身取引対策行動計画2022（仮称）」（案）に対する意見の募集を行いました。

その結果、14名の個人・団体から125件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見のうち、本件に関連するものについて、意見の概要及びそれに対応する考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

なお、取りまとめの都合上、御意見を適宜集約・要約させていただいております。

お寄せいただいた御意見も参考に、本日、「人身取引対策行動計画2022」を決定しました。

貴重な御意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

項目番号	御意見	御意見に対する考え方
全般	意見提出が30日未満の理由は何か。	人身取引対策行動計画2022（以下「行動計画」といいます。）は、行政手続法に定めるパブリックコメント制度の対象ではありませんが、広く意見を募る観点から任意で実施したものであり、改定作業スケジュール等を踏まえて意見募集期間を設定したものです。
全般	技能実習制度に対するものを含め、実情に則していない批判が起きないよう、本行動計画や日本国内の取り組みを世界にアピールすることを盛り込むべき。	行動計画本文6（2）①の「広報啓発活動の更なる促進」の項目に「（viii）国際社会に対して我が国の取組が正しく伝わるよう、内閣官房及び外務省ウェブサイトへの資料の英文訳の掲載や人身取引対策に関連する国際会議における参加等を含め積極的に発信していく。」の記載を追加しました。
全般	現状把握および目標として、数字に示すことが必要で、その上でPDCAサイクルを回していくべき。	人身取引対策は、人身取引の根絶を目指して推進されているものであり、その取組状況については、人身取引対策行動計画2014に基づき、年次報告を作成公表してきたところです。今般の改定はこれを踏まえて行うものであり、行動計画においても、引き続き、上記取組等を通じ、不断に各種対策の実施状況の確認、効果の検証等を進めていくこととしています。
全般	行動計画2014の達成度や現状等を記載すべき。	
全般	「人身取引」という言葉についての定義や用語解説を記載すべき。	行動計画の「序」に人身取引の定義について明記することとしました。
全般	「人身取引周辺事案」や「人身取引関連事犯」とは何を指すのか明確にすべき。	「人身取引関連事犯」とは、構成要件としては、人身取引議定書に規定する「人身取引」自体ではないものの、人身取引加害者への適用が考えられる罰則に係るもの、人身取引事犯の捜査の端緒となり得る規制に係るものなど人身取引に関連する事犯を指しており、例えば売春事犯や風俗関係事犯等が考えられるところ、明確化のため、所要の修正を行いました。
全般	目次をつけたり、字体等を読みやすくしたりすべき。	御意見を踏まえ、目次を作成するなどしました。
全般	「技能実習」以外の在留資格を持つ外国人労働者への配慮が必要。 特に「留学生」に対する対策を記載すべき。	御意見は今後の参考にさせていただきます。なお、出入国在留管理庁では、地方出入国在留管理官署の窓口や外国人在留総合インフォメーションセンターにおいて、在留資格によらず、人身取引等の複雑かつ機微な相談があった場合、相談内容を所管する課・部門の職員に引き継いで対応することとしており、引き続き、適切に対応してまいります。
全般	パブリックコメントの募集を英語等でも行うべき。	御意見は今後の参考にさせていただきます。 なお、我が国の人身取引対策に関する取組を周知するため、今後行動計画や年次報告について、英語版を作成することを検討しています。
全般	「国内外に日本国民が関わる人身取引が存在することを認め、そうした社会構造を正し、人権尊重、人道主義に基づいて行動する」という決意を、広く国民に伝えるべき。	政府として、今後とも人身取引対策及び人身取引に関する国民への広報・啓発を強化していくこととしています。
全般	外国人被害者を念頭に置いた記載が散見されるが、日本人被害者に関する記載等も拡充すべき。	人身取引の被害は、被害者の国籍に関係なく発生するおそれがあるものと承知しており、被害者の国籍に関わらず、各種広報啓発活動（6（2）等参照）や取締りを含めた関連法令の適正な執行（4参照）を通じてその防止等を図っていく必要があります。こうした趣旨を明確にする観点から、2の冒頭部分等において所要の修正を行いました。
全般	人身取引に関わる省庁を横断した「人権侵害救済のための政府機関」を設け、その中に人身取引の専門部署を設けるべき。	人権救済制度の在り方については、これまでになされてきた議論の状況も踏まえ、不断に検討しています。
1（1）	技能実習生の支払い費用に関する実態調査の調査対象を拡大し、毎年、来日前の母国の送出国又は仲介者（送出国以外）に支払った費用や、来日するための借金、来日後の給料（来日前に説明を受けたもの）等について把握する旨を記載すべき。	御意見いただいた調査について今後の実施予定は未定であることから、このような記載としておりますが、御意見は今後の検討の参考にさせていただきます。
1（1）	国際議定書に合わせて児童買春被害者や児童ポルノ被害者等を人身取引被害者数に含めるべき。	人身取引については、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」の定義に従って認定しております。
1（1）	国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」や「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」に沿った、人権方針の策定や人権デュー・ディリジェンスの実施、グリーンバンスメカニズムの構築等について、企業における人権尊重の取組を促進し、国内外のサプライチェーン全体における人身取引事案の状況を把握する旨を記載すべき。	国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」は、企業活動における人権尊重の指針として示したものです。また、9月に日本政府として、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定したところです。上記ガイドラインは、あくまで国際スタンダードを踏まえ、企業に求められる人権尊重の取組について、日本でビジネスを行う企業の実態に即して、具体的かつわかりやすく解説し、企業の理解の深化を助け、その取組を促進することを目的としたものです。いずれにせよ、上記ガイドラインが周知・活用されるよう広報活動に努め、企業による人権尊重に向けた取組を促進していくこととしています。
1（1）	国籍に関わらず、国内の労働搾取、性的搾取の現状を広く調査し、人身取引がある可能性を想定しながら、実態把握に努めるべき。	人身取引は非常に潜在性が強いものであることから、全ての被害者を認知できているものではないということを念頭に、関係行政機関等において、その実態把握を推進していくこととしています。

1 (1)	児童の被害の実態調査のためにはウェブサイト等のパトロールをしたり、SNS事業者や国内外の団体と協働したりすべき。また、文部科学省などとも連携すべき。	警察では、子供の性被害につながるおそれのある不適切な書き込みをサイバーパトロールにより発見し、注意喚起・警告をする取組を推進しており、同取組を通じて、子供の性被害の実態把握に努めております。また、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構の青少年ワーキンググループにおいて、子供の被害状況に関する情報を提供するなど、事業者による自発的な被害防止対策の実施を促進しております。なお、文部科学省をはじめとした関係機関・団体等と連携した啓発活動等を推進しており、今後も、関係機関・団体と連携して各種取組を推進していく考えです。
2 (1) ①	留学生としての在留資格認定証明書交付申請時における偽変造書類に対する徹底的な審査、日本入国後の留学生の就学状況・資格外活動状況の徹底的な確認を促進する旨を記載すべき。	御意見いただいた書類審査や在留中の就学状況・資格外活動状況の確認については、現在も取り組んでおりますが、今後も引き続き偽変造書類に対する厳格な審査に努めてまいります。
2 (1) ②	「個別面接」というのは全件実施しているのか。もしそうでないなら、どのような場合に実施しているのか。	「個別面接」は全件に対しては実施していません。審査の過程で追加的な情報が必要になる場合があり、(必要書類として案内している書類とは別に、) 直接申請人に確認すべき必要性が生じた場合等に実施しています。
2 (1) ④	「～高度な偽変造対策を施した旅券の開発」というのは、日本旅券の偽変造への対策なのか、あるいは外国旅券への対策なのかを明確にすべき。	旅券の開発を行うのはその発給国であるため、「より高度な偽変造対策技術を・・・」の前に「我が国として」との記載を追加しました。
2 (1) (2)	不法就労外国人を働かせていた日本人ならびに不法就労者を紹介した日本人ブローカーを必ず警察に通報するようにすべき。	行動計画の2 (2) ②において、「不法就労させる悪質な雇用主、ブローカー等を認知した場合には、関係行政機関が連携して、積極的に取り締まる」としているところであり、引き続き関係行政機関で連携して対応してまいります。
2 (2) ①②	「不法滞在」、「偽装滞在」、「不法就労」は外国人が悪いことをしているイメージを与える用語であり、用法等を改めるべき。	入管法には、我が国に在留する外国人が在留期間を遵守する等の重要なルールに違反した場合には、罰則や退去の対象となる旨規定されています。したがって、これらに該当する場合には、法律に従い、「不法滞在」、「不法就労」等との用語を用いることについては、不適切なものであるとは考えていません。
2 (2) ②	技能実習生の失踪を手配するブローカーや失踪後に雇用する事業者の摘発を促進する旨を記載すべき。	人身取引の取締りについては、4 (1) の各項目において、包括的に記載しております。なお、御指摘の技能実習生の失踪を手配するブローカーや失踪後に雇用する事業者を含め、悪質な雇用主、ブローカー等の取締りを推進しているところです。行動計画に基づく対策を実施していくにあたり、引き続き御意見いただいた点も踏まえた取締りを推進してまいります。
2 (2) ③	「外国人を雇用する企業、関係団体等に、外国人を受け入れるに当たっての留意点等のほか、不法就労防止に係る啓発活動を行う」を「外国人を雇用する企業、関係団体等に、外国人を受け入れるに当たっての留意点等のほか、不法就労防止に係る啓発活動・後援活動を行う」とすべき。	「啓発活動」には「後援」も含まれるため、改めての記載は不要と考えています。
2 (3)	「失踪」という用語は自由意志で他所に移動するという語感があるため、使用をやめるべき。	御意見として、今後の検討の参考とさせていただきます。
2 (3) ①	「外国人技能実習機構による監理団体・実習実施者に対する実地検査を実施し、法令違反等を把握した場合には改善勧告等を行う」を、「外国人技能実習機構が関係各所と連携して監理団体・実習実施者に対する実地検査を実施し、法令違反等を把握した場合には改善勧告等を行う」とすべき。	御意見いただいた箇所は、技能実習法に基づく実地検査に触れていることから、このような記載としておりますが、その他の箇所においては、地方入管や労働基準監督機関等との連携についても盛り込んでおります。
2 (3) ①	「令和4年2月から7月には、法務省において「特定技能制度・技能実習制度に係る法務大臣勉強会」が開催され、課題・論点を把握したところ、引き続き様々な関係者からの意見を踏まえて、政府全体で総合的に検討を行っていく」を「令和4年2月から7月には、法務省において「特定技能制度・技能実習制度に係る法務大臣勉強会」が開催され、課題・論点を把握したところ、引き続き様々な関係者からの意見を踏まえて、一貫性のある制度構築に向けて、政府全体で総合的に検討を行っていく」とすべき。	令和4年1月22日に開催が決定された有識者会議において、両制度の在り方について、御議論いただくという段階にありますので、現時点で検討の方向性を記載することは困難であることを御理解願います。
2 (3) ①	特定技能制度、技能実習制度の見直しに向けた有識者会議を設置する旨や技能実習制度における問題点の認識、見直しに向けた基本的な方向性を記載すべき。	令和4年1月22日に有識者会議の開催が決定されたことから、その旨の記載を行いました。また、御意見いただいた問題点の認識や見直しに向けた検討の方向性は、今後、有識者会議において御議論いただくという段階にありますので、記載することは困難であることを御理解願います。
2 (3) ①	強制帰国事案について技能実習機構の対応が不十分であることから、技能実習生の実質的な保護がなされるよう、踏み込んだ対策を行うべきである。	行動計画2 (3) ②に記載のとおり、技能実習生が技能実習計画の満了前に途中で帰国することとなる場合、技能実習生の帰国日前に、監理団体等に技能実習実施困難時届出を行わせることとしており、外国人技能実習機構においては、必要に応じて、当該帰国が技能実習生の意思に反したものでないかを直接技能実習生本人に確認するなどして事実確認を行い、その結果、本人の意思に反する帰国である疑いがあることが判明した場合には、事案に応じて監理団体等に対する指導や必要な調査を行うこととしています。

2 (3) ①	技能実習制度が人身取引の温床となっているのであれば、技能実習生の受入れをストップすべき。	技能実習制度については、行動計画にも記載のとおり、労働搾取を目的とした人身取引を防止するため、外国人技能実習機構による定期・臨時の実地検査・重大な違反に対する行政処分等や、技能実習生に対する援助など、制度の適正化を図っています。
2 (3) ①	技能実習生の待遇改善を行うべき	技能実習生の待遇については、技能実習法上、技能実習生に対する報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であることや、監理団体等が技能実習生のための適切な宿泊施設を確保していること等が定められています。また、こうした基準を満たしていない場合など、技能実習法令に従って適切に実習を行わせていないと認められる場合は、外国人技能実習機構から監理団体等に対して指導等を行うなど、技能実習生の適切な待遇を確保するよう取り組んでいます。こうした取組を通じて、引き続き技能実習生の保護に努めてまいります。
2 (3) ①	技能実習生の保護に関して、被害者認知を受け、安全な帰国を希望する場合や、カウンセリングが必要な場合は、他の被害者と同様に IOM の支援を受ける選択肢が技能実習生にあることを記載し、連携を促すべき。	御意見を参考に、適正に技能実習生の保護が進むよう、制度の在り方を検討してまいります。
2 (3) ①	強制帰国を行った実習実施者等に対する措置を技能実習法上明確にすべき。	技能実習生が技能実習計画の満了前に途中で帰国することとなる場合、技能実習生の帰国日前に、監理団体等に技能実習実施困難時届出を行わせることとしています。当該届出の内容から、技能実習生の意思に反して帰国する疑いがある場合等の技能実習法違反の疑いが認められる場合は、実地検査を行うなどして適切に指導を行い、重大悪質な違反行為に対しては行政処分等により厳正に対処してきているところです。
2 (3) ①	強制帰国を刑罰の対象にするよう技能実習法を改正すべき。	技能実習生の意思に反して技能実習を打ち切り帰国する過程で、技能実習実施困難時届出の報告義務違反、解雇に関する労働関係法令違反、暴行・脅迫等があれば、技能実習法や労働関係法令、刑法等の刑事罰の適用対象となり得ます。
2 (3) ①	技能実習生を研修ではなく「労働者」として位置付けし、職業選択の自由を保障すべき。	技能実習制度は、限られた期間内に計画的かつ効率的に技能等を修得するという観点から、1つの実習先で行うことを原則としています。一方で、実習実施者による人権侵害行為があった場合、実習実施者の経営上・事業上の都合のほか、労使間の諸問題、対人関係の諸問題など、やむを得ず、技能実習の継続が困難になった場合で、かつ、本人が技能実習の継続を希望する場合には、実習先の変更が可能となっています。
2 (3) ①	技能実習生から過剰な手数料等を徴収している状況が続く送出国からの受入れを停止することができるよう、技能実習法の改正を検討すべき。	不当に高額な手数料を徴収するなどの不適正な事案については的確にこれを把握すること、及び、二国間取決め枠組みを通じて、相手国に通報して調査を依頼し、その結果に基づき、送出国への指導や認定取消し等を求めていくことが重要であり、これまでに取組みを進めているところです。 政府としては、相手国政府との協力関係をより一層強化するとともに、関係機関との連携を密にし、不当に高額な手数料を徴収するなどの不適正事案に対して、引き続き厳正に対処してまいります。 また、今後、政府全体で制度の見直しを検討するに当たっては、様々な御意見を伺いながら、政府全体で丁寧な議論を進めていきたいと考えています。
2 (3) ① 3 (3)	技能実習機構における母国語相談、「技能実習SOS・緊急相談専用窓口」をSNSでできるようにすべき。	御意見を参考に、技能実習生の保護につながるような相談体制を検討してまいります。
2 (3) ① 3 (3)	技能実習機構の母国語相談で受け入れ機関の不正が疑われる場合は、申告に結び付けられる体制を整備すべき。	母国語相談では、監理団体や実習実施者による技能実習法違反についての申告を受け付けるなど、技能実習生の相談に適切に対応するよう取り組んでいます。こうした取組を通じて、引き続き技能実習生の保護に努めてまいります。
2 (3) ① 3 (3)	全国の法務局にSNSを用いて相談できるようにすべき。	SNS (LINE) による人権相談については、全国に居住する方が対象となるよう対象地域を拡大しながら実施しています。
2 (3) ① 3 (3)	技能実習機構の「技能実習SOS・緊急相談窓口」において支援団体や弁護士、知人等からの相談も受け付けるべき。	技能実習生本人以外からの相談でも、緊急性の高い事案を察知した際には、必要に応じて、監理団体や実習実施者に事実確認を行うなど、関係者からの相談に適切に対応するよう取り組んでいます。こうした取組を通じて、引き続き技能実習生の保護に努めてまいります。
2 (3) ②	技能実習生が帰国承諾書にサインした場合であっても途中帰国の理由を確認するようにすべき。	行動計画2 (3) ②に記載のとおり、実習期間を満了せずに途中で出国しようとする技能実習生に対しては、帰国承諾書の有無にかかわらず、入国審査官が出国時の空港で出国意思の確認をしています。その確認に当たっては、入国審査官が、監理団体等の関係者の立会いのないところで、直接、技能実習生本人に対して、当該技能実習生の母国語で作成した「意思確認票」を用いながら、帰国するに至った経緯等も含めた詳細について、その心身の状況やプライバシーに十分に配慮しつつ、丁寧かつ慎重に手続を実施しているところです。
2 (3) ②	強制帰国防止策に関する注意喚起や対応方法周知のために、技能実習手帳の記載の改善を行うとともに、講習において必ずその旨を伝えるようにすべき。	技能実習生手帳においては、申告の制度や帰国を強制されそうになった場合の対応について記載しているほか、定期的に改訂を行い、記載内容の更なる充実化に努めているところです。入国後講習においても、申告の制度及び相談窓口について周知を行っています。
2 (3) ②	「技能実習生の妊娠、出産を理由とした不利益取扱いの禁止等に係る事項等」について監理団体、実習実施機関、送出国に周知徹底させるべき。	技能実習生が妊娠・出産した場合の対応については、必要な情報をリーフレット等により技能実習生や実習実施者、監理団体に対して周知するとともに、母国語相談窓口等を通じて個別の相談に応じ、適切な関係機関の案内等を行っています。 また、送出国についても、技能実習制度における二国間取決めを作成している国々との間で、「妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止に係る共通認識に向けた協議 (R/D)」を作成し、送出国政府において、送出国にに対し、周知徹底を図っています。
2 (3) ④	JICAとベトナム政府が導入を進めている求人専用サイトのよう、各国の法定手数料を超えて、仲介業者に介在をさせず、技能実習生や特定技能外国人が不当に高額な金額を徴収されないような仕組みを、送出国とともに構築するという旨を記載すべき。	新たな仕組みの導入については、まずはベトナムにおけるプラットフォームの構築案件を着実に推進し、その実施状況を勘案しつつ、他の送出国での必要性や可能性を検討したいと考えています。

2 (3) ④	「過剰な金銭徴収」が行われることのないよう、少なくとも協力覚書において具体的な金額水準あるいはそれを導ける指標を明示するなど有効に機能するものとなるよう交渉すべき。	「具体的な金銭水準」等は、相手国が自国の国内法令等で規定する事項であり、また相手国の法令改正等で随時変更され得ることから、二国間取決め（協力覚書）の条文に直接的に記載することは行っていません。他方、二国間取決めにおいては、手数料等の算出基準を明確に定めて公表することや、過去5年以内に保証金の徴収や違約金を科す契約、金銭その他の財産の不当な移転を予定する契約を締結する行為を行っていないこと等を送出国の認定基準として明記するとともに、我が国として、同基準を満たしていることを相手国が認定した「認定送出国」から送り出される技能実習生のみを受け入れることとしています。また、送出国がそれらの認定基準を満たさなくなったと認められる場合には、その認定を取り消すことを相手国側の約束事項とするなど、技能実習生の渡日に際する不適正な金銭の授受を抑止すべく双方が協力することを盛り込んでいます。
2 (3) ⑤	「特定技能制度における特定技能雇用契約、受入れ機関及び登録支援機関が満たすべき基準等に関する厳格な審査により人身取引の可能性・徴候を発見し」を「特定技能制度における特定技能雇用契約、受入れ機関及び登録支援機関が満たすべき基準等に関する厳格な審査および定期的な立入検査により人身取引の可能性・徴候を発見および結果を公表し」とすべき。	出入国在留管理庁においては、特定技能雇用契約や特定技能所属機関等が所定の要件を満たしていることを審査によって確認しているほか、必要に応じて立ち入り検査等を実施しています。また、特定技能所属機関等に対し、外国人の受入れ状況等について定期・随時の届出を義務付けるなどして、外国人の適正な在留管理を図ることとしています。頂いた御意見を踏まえ、引き続き制度の適正な運用に努めてまいります。
2 (3) ⑤	特定技能外国人を募集するものは全てハローワークに登録し、「支援計画」以外の行政手続きなどにおいて外国人が負担する費用などをすべて記載すべき。	御意見いただいた点につきましては、今後の政策の参考にさせていただきます。
2 (3) ⑤ 5 (2)	特定技能に特化した求人情報の収集、その多言語・インターネットによる提供等特定技能外国人に対する職業紹介機能を強化すべき。	御意見いただいた点につきましては、今後の政策の参考にさせていただきます。
2 (3) ⑤ 5 (2)	特定技能者に対して保護規定を設け、専用の申告窓口を設置すべき。	1号特定技能外国人を受け入れる機関は、当該外国人が本邦での活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための支援計画を作成し、当該計画に基づいて支援を行わなければなりません。支援計画には、職場や生活上の相談・苦情等への対応や、支援責任者による定期的な面談の実施等が含まれています。また、特定技能外国人に限らず、本邦に在留する外国人の方は、在留に係る手続等について各地方出入国在留管理局や外国人在留支援センター等の窓口で相談することも可能です。頂いた御意見を踏まえ、引き続き制度の適切な運用に努めてまいります。
2 (3) ⑤ 5 (2)	特定技能外国人の非自発的離職時に特定技能所属機関や登録支援機関などによる住居の確保等の支援を行うべき。	御意見は、今後の業務の参考にさせていただきます。
2 (4)	アダルトビデオへの出演に関する被害の問題は重大な人権侵害であることから、対価を伴う性交の契約について現行法の在り方を検討すべき。	A V出演被害防止・救済法では、その附則第4条において、同法の施行後2年以内に、同法の施行状況等を勘案し、無効とする出演契約等の条項の範囲その他の出演契約等に関する特別の在り方も含め、法の規定について検討が加えられること等とされています。これも踏まえ、法の施行後の状況等についての把握に努めてまいります。
2 (4)	「アダルトビデオへの出演に関する被害」がなぜ人身取引であるのかを記載すべき。	いわゆるアダルトビデオへの出演に関する被害の問題は、被害者の心身や私生活に長期間にわたって悪影響を与える重大な人権侵害であり、深く憂慮すべき問題と考えており、行動計画においては、こうした出演被害に関する認識について述べた上で、出演被害の防止及び救済を図るための取組について記載することとしています。
2 (4) (7) 6 (2) ②	インターネットを通じた性犯罪・性暴力被害や人身取引の被害者・加害者にならないための教育をすべき	子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、全国の学校において「生命（いのち）の安全教育」を推進してまいります。
2 (5)	児童買春・児童ポルノ禁止法や売春防止法（買春者処罰既定の検討も含め）の罰則強化を検討すべき。	児童買春・児童ポルノ禁止法は、議員立法により制定・改正が行われてきた法律であり、更なる改正の要否等については、様々な御意見があり、国会議員の先生方により、議論が行われているものと承知しています。また、売春防止法の罰則強化については、同法の趣旨や社会実態等を踏まえた慎重な検討を要するものと考えられます。
2 (5) (7)	条例において18歳未満でも高校生に対して性的搾取を行った場合に加害者を罰するようになるとともに、条例による地域差をなくすべき。	いわゆる青少年保護育成条例については、地域の実情に応じて各都道府県において制定されているものと承知しております。警察としては、引き続き法令や条例の規定に基づき、厳正かつ確に取締りを行ってまいります。
2 (5) (7)	風俗営業法の罰則強化を検討すべき。	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）は、無許可風俗営業の禁止等、人身取引に関連する事犯に関して、加害者に適用が考えられる罰則又は人身取引事犯の捜査の端緒となり得る規制を含むものです。引き続き同法を含む各種法令を多角的に適用し、人身取引の防止を図ってまいります。
2 (6)	「外国人材」との用語は不適切であり、修正すべき。	御意見は今後の参考にさせていただきます。
2 (7)	性的欲望を煽るような写真を送った時に即座に見つけ出す技術を用いて、ソーシャルメディアとの協力の元、取り締まる体制を整えるべき。	取締りにおいても様々な技術等が活用されているところであり、引き続き関係機関・団体が協力し、そうした取組を推進してまいります。
2 (7) ①	性的搾取の需要側の啓発のための実態調査や取締りを徹底すべき。	今後とも性的搾取の実態把握を推進するとともに、売春事犯等の取締りを徹底してまいります。
2 (7) ①	インターネット上のアダルトビデオや児童ポルノの需要者である視聴者に厳正に対処すべき。	インターネットを通じた性的搾取が許されないことについて広く社会に向けた啓発に努めるとともに、児童ポルノ事犯等の取締りを徹底してまいります。
2 (7) ②	「法律に基づく管理者講習等の機会」にとどまらず、法律に基づいて取り締まりを徹底すべき。	人身取対策に当たっては、雇用主等による法令違反や雇用環境等に関する法令違反についても各種法令の適用による取締りを行っているところであり、今後も取締りの徹底を図ってまいります。

2 (7) ②	技能実習事業協議会や特定技能制度における分野別協議会、外国人雇用に関する業界団体等を通じ、外国人材を受け入れている業界に対し、人身取引対策に係る情報の発信等を行う旨を記載すべき	特定技能制度においては、制度の適切な運用を図るため、特定産業分野ごとに分野所管省庁が特定技能所属機関、関係省庁、業界団体等を構成員とする協議会を設置しています。協議会においては、構成員の連携の緊密化を図り、制度や情報の周知、法令遵守の啓発等を実施しているところ、いただいた御意見を踏まえ、引き続き、各分野所管省庁等とともに情報共有を含め、協議会の適切な運営に努めてまいります。また、技能実習制度においては、事業所管大臣が業種ごとの関係団体を主な構成員とする事業協議会を設置し、構成員の連携の緊密化を図るとともに、その事業の実情を踏まえた技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組について協議を行っており、入管庁としても、制度の更なる適正化に向けた取組等について周知を行っているところです。御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
3	全国の性犯罪・性暴力ワンストップセンターに人身取引防止およびAV新法施行に関する啓発ポスターやリーフレットを配布すべき。	人身取引対策の啓発用ポスターやリーフレットを作成し、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップセンターを含め、関係機関等に配布しています。また、AV出演被害の相談先を案内した啓発ステッカーやカードを作成し、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップセンターを含め、関係機関等に配布しています。
3 (1)	技能実習生の被害者認知に関して担当機関を明記すべき。	技能実習生に係るものを含め、様々な相談、通報等を受ける窓口等において、人身取引が疑われる事案を見逃すことのないよう、関係行政機関において必要な連携を図り、人身取引被害者又はそれに該当する可能性のある者の認知を含め、事案に応じて適切に対応するようにしていきます。
3 (1)	人身取引被害者と認知されるかどうかで取扱いが大きく変わっていると思われるので、その取扱いの差異の有無とその理由について調査を行うべき。	人身取引の被害者等の認知については、「人身取引事案の取扱方法（被害者の認知に関する措置）について」（平成22年6月23日人身取引対策に関する関係省庁連絡会議申合せ）に基づき取り組んできたところであり、引き続き、人身取引被害者等の認知に係る取組を推進するとともに、当初人身取引被害者に該当する可能性があると思われた者が後に該当しないと判明した場合においても、その者が置かれている状況や人権に十分に配慮して対応していくこととしています。
3 (1)	様々な相談機関が機能しているかどうかの調査を行い、不十分な点を明らかにし、改善すべき。	各相談窓口において人身取引が疑われる事案を見逃すことのないよう、関係行政機関において必要な連携を図り、事案に応じて適切に対応するようにしていきます。
3 (2)	ポスターやリーフレットをほとんど目にしない。鉄道会社やビル所有者などを巻き込んだ啓発活動をすべき。	人身取引対策の啓発用ポスターやリーフレットを作成し、関係機関等に配布するとともに、同ポスターの鉄道駅構内への掲示も行っています。また、SNSの活用等により、効果的な啓発活動に努めてまいります。
4 (1) ③	「売春関係事犯」を「買春関係事犯」に変えるべき。	これまで統計資料等で用いている表記との整合性を図る観点から、売春事犯としておりますが、性的搾取を目的とする人身取引事犯については、今後も厳正に対処してまいります。
4 (1) ④	児童ポルノだけでは十分に定義しきれないため、国際的に取り入れられつつある「子どもの性的虐待素材（CSAM）」「子どもの性的搾取素材（CSEM）」を採用し、対策を行うべき。	児童買春・児童ポルノ禁止法は、議員立法により制定・改正が行われてきた法律であり、更なる改正の可否等については、様々な御意見があり、国会議員の先生方により、議論が行われているものと承知しています。
4 (1) ⑤	「犯罪収益の剥奪」についての言及があるが、これについてはどのように進めていくのか。現在は加害者に対して被害者が損害賠償を請求するという仕組みになっていると思うが、本来それは政府の責任において行うべき。	検察当局においては、犯罪収益等について、関係法令に基づく没収・追徴や没収保全・追徴保全による、その剥奪の徹底に努めているものと承知しています。損害賠償請求に関する御意見については、人身取引被害者のための施策全体の在り方との関係において、慎重な検討を要するものと考えられます。
4 (1) ⑤	悪質な雇用主、ブローカー等について入管法令違反に係る事案の公表を行う旨を記載すべき。	入管法令違反（不法就労長等）により悪質な雇用主、ブローカー等を逮捕した場合には、その内容に応じ、事案概要等を公表しているところです。また、違法な事業所等に対し、立入り等を行う場合にも、事案の内容に応じ、その結果について公表しているところです。
4 (1) ⑥	「技能実習生や特定技能の在留資格を有する外国人について、人身取引につながるおそれのある旅券等を取り上げる行為を禁止する」を、「技能実習生や特定技能の在留資格を有する外国人について、人身取引につながるおそれのある、身体的・心理的暴力や強制帰国の脅しといった処罰の脅威を伴う行為、または旅券等の取り上げや極度の過重労働といった非自発性を伴う行為を禁止する」とすべき。	御意見いただいた点を含め、人身取引に該当し得る行為は人身取引議定書第3条に基づき、様々な要素を勘案して判断されるため、様々な例が考えられるところ、行動計画4 (1) ⑥では、その主な事案を記載しております。
4 (2) ①	児童の性的画像記録等について外国の民間支援団体との連携を行うべき。	政府としては、子供の性被害対策において、外国の民間支援団体等と引き続き連携していく考えです。
5 (1)	平成23年7月の申し合わせにも、「一人でも多くの人身取引被害者を保護するため、関係行政機関において被害者に該当する可能性がある者を認知した場合には、できるだけ幅広く保護を念頭に置いた措置を講ずること」、「当初人身取引被害者に該当する可能性があると思われた者が後に該当しないと判明した場合においても、その者が置かれている状況やその者の人権に十分配慮して取り扱う」こととあり、これを行動計画にも記載すべき。	5 (1) において「人身取引事案の取扱方法（被害者の保護に関する措置）について」（平成23年7月1日人身取引対策に関する関係省庁連絡会議申合せ）に基づき、被害者の保護に関する措置を適切に講じていく旨を明記しております。

5 (2)	男性被害者への対応に関して、女性被害者の保護に倣い都道府県レベルの行政の管轄下に置いて、シェルター機能を有する NGO 施設等のリスト化や連携、また必要に応じて県や地域を超えた二次委託制度等を整備するなど、既存の NGO 等と連携し、宿泊のみでなく、明確な委託メカニズムや保護体制を構築すべき。	男性被害者を含む人身取引被害者への一時宿泊施設等の提供の在り方については、その実状等を踏まえ、不断に検討しています。
5 (3)	こども本人本名と身分確認をせずに SNS にアップロードされた画像を削除できるルールづくりのような被害者最優先の削除要請再構築と企業の行動規範づくりを検討すべき。	一般論として、SNS 事業者などのサービス上の機能において、誹謗中傷やプライバシー侵害、脅迫のような投稿がある場合、本人ではない第三者からの通報や削除申請を受けつけているケースがあります。保護者や第三者の方からも、この機能等を用いて、問題のある投稿について、削除申請等を行うことが可能だと考えられます。
5 (3)	日本語が話せない外国人被害者が適切な医療を即座に受けることができるよう、病院の受け入れ体制を整備すべき。	日本語を話せない外国人の方が被害に遭われた場合にも、必要に応じて安心して医療を受けることのできる体制を整備することが重要と考えております。厚生労働省では、これまで医療機関における外国人受入れのための支援を行っており、医療通訳者及び外国人受入れ医療コーディネーターの配置支援、多言語説明資料の公開等に加えて、電話医療通訳の利用促進や希少言語に対応した遠隔通訳サービスの提供を通じた遠隔通訳サービスに係る支援を通じて、医療機関における多言語対応の取組を進めているところです。引き続き、外国人が安心して医療を受けることのできる体制整備に取り組んでまいります。
5 (3) ②	「出身国の大使館や外国人支援を行う民間団体等との連携・協力を図りながら」の記載部分に「IOM」を加えてほしい。	御意見を踏まえ、下記のとおり修正しました。 「出身国の大使館や外国人支援を行う民間団体、IOM 等の関係機関との連携・協力を図りながら、」
5 (3) ③	ワンストップ支援センターにおいて、日本語以外でも相談・診療が受けられる体制の構築に努めるべき。	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップセンターにおいて、各センターの実情等に応じて、日本語以外の言語でも医療的な支援心理的な支援等を提供できるよう、都道府県等の取組を交付金を通じて支援しています。
5 (3) ③	中長期的支援が予想される性犯罪・性暴力被害者の検査、治療、心身の回復のための公的補助を充実させるべき。	性犯罪・性暴力被害者に対し、医療的な支援や心理的な支援等を可能な限り一か所で提供できるよう、都道府県等への交付金の交付等により、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップセンターの設置及び運営を支援しています。その中で、被害直後の支援に加え、中長期的な支援についても充実するよう努めてまいります。
5 (3) ③	国はワンストップ支援センターの支援員の熱意やボランティア精神に依存しない、24 時間 365 日対応の支援体制を構築すべき。	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップセンターにおける相談員の処遇改善や 24 時間 365 日化を進めるため、都道府県等の取組を交付金を通じて支援するとともに、国においても、夜間休日に対応できる「性暴力被害者のための夜間休日コールセンター」の設置・運営を行うなど、相談支援体制の充実に取り組んでいます。
5 (3) ③	ワンストップ支援センターでの人身取引に関する研修を充実すべき。	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談員等を対象に、人身取引にも関連する被害の背景等を含め、多様な研修教材を提供するなどしており、引き続き、研修機会の充実に取り組んでまいります。
5 (3) ④	記載部分に加えて、被害者の捜査協力が任意であること、また、被害者認知とは関係のないことも明記し、分かりやすく教示するよう努めるべき。	御意見を参考としながら、引き続き、被害者に対するわかりやすい情報提供・教示が行われることとなるよう努めてまいります。
6 (2) ①	「悪いのは被害者ではなく加害者であり、暴力を断じて許さない」というノルディックモデルアプローチを採用しているところを高く評価。女性に加えて、「子ども」についても同じ方針であるべき。例えば、「児童虐待防止推進月間」期間においても同じ取り組みを含めるべき。	「子ども」分野での暴力への対策についても、例えば児童虐待については、児童虐待は決して許されないという考え方のもと、児童相談所虐待対応ダイヤル 189 の周知などの広報・啓発活動を行っております。特に毎年 1 1 月を「児童虐待防止推進月間」として、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、期間中に児童虐待防止のための広報・啓発活動など種々な取組を集中的に実施しております。また児童のみならず保護者に対しても、子育てに関するサービス提供や相談支援を行い虐待を未然に予防することや、虐待が起こってしまった場合でも、子どもとの関わり方について児童相談所等でカウンセリングや指導を行うなど、予防や虐待の再発防止のための支援も行っております。
6 (2) ①	日本社会の中で「被害にあうのは自己責任である」という考えを助長させないためにも、表記を変えて「若年層に対する性暴力『加害』防止月間」とすべき。	「性暴力はあってはならないものであり、悪いのは加害者である」という社会の意識を醸成することが大切であると考えており、いかなる場合であっても性暴力は許されないことを伝えるなど、今後とも、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないことの啓発を実施してまいります。
6 (2) ①	「平成 21 年度以降、…委託を受け、…実施し、…取り組む。」という文の構成がおかしい。再考・修正すべき。	御意見を踏まえ、「平成 21 年度以降」を削除しました。
6 (2) ①	被害者に注意を呼び掛ける対策が多いが、加害者及び加害者予備軍に注意を呼び掛ける対策（違法性を伝えることも含む）も行うべき。	「性暴力はあってはならないものであり、悪いのは加害者である」という社会の意識を醸成することが大切であると考えており、いかなる場合であっても性暴力は許されないことを伝えるなど、今後とも、加害者となり得る者への呼び掛けも含め、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないことの啓発を実施してまいります。
6 (2) ②	日本語指導が必要な児童生徒に対する日本語支援、家庭への支援、差別的行為や差別の助長の撲滅の対策を講じる旨を記載すべき。	文部科学省では、児童生徒が安心して学校生活を送れるように「異文化理解」「多文化共生」「人権尊重」の教育が必要不可欠であると考えております。また、教育委員会に対し、外国人の子供やその保護者に対し、早い時期から進路ガイダンスや進路指導等の取組を実施するよう求めているところです。さらに、こうした取組を行う自治体に対して、補助事業で支援しているところであり、日本語指導を含むきめ細かな支援に努めてまいります。家庭支援の観点では、高等学校等就学支援金による授業料支援を実施するとともに、授業料以外の教育費負担を軽減するために高校生等奨学給付金による支援を実施しているところであり、引き続き教育費負担の軽減に努めてまいります。加えて、小・中・高等学校等において、偏見や差別意識の解消に向けて、学校教育活動全体を通じて人権尊重の意識等を高める教育の推進に努めてまいります。
6 (2) ③	「3 性的搾取等の根絶に向けた官民連携の取組」で「等」を用いるのは性的搾取の定義及び元々の目的である人身取引対策とは無関係のケースに対してまで取り組みの対象となると言った拡大解釈をされることもあり、法の運用にあたって混乱を招く事態にもなりかねないため削除すべき。	性的搾取に該当するかどうか必ずしも明らかではない場合も含め、性的搾取につながり得る性暴力の根絶に向けて官民が連携して取り組む観点から、現在の表記としています。

6 (2) ④	毎年6月に行われるという「外国人研修指導協議会」については、その実施状況や内容の情報を公開すべき。	御意見を踏まえ、今後の情報公開のあり方について検討させていただきます。
6 (2) ④	技能実習生等の外国人労働者に対する職場でのいじめ・暴力・暴言などが犯罪であるという意識啓発を徹底すべき。	いただいた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。 なお、出入国在留管理庁においては、毎年6月に「共生社会の実現に向けた適正な外国人雇用推進月間」を設け、外国人を雇用している事業主等に対してリーフレットを配布するなどして、人権侵害行為等の不適正行為がないか確認するよう注意喚起を行い、外国人労働者の人権に十分に配慮するよう啓発活動に努めております。
6 (2) ⑤	最初の「観光庁においては、…提供は、…において禁止されており、…を通じて指導する。」が日本語として体をなしていない。「…提供は、…において禁止されている。これについて、…を通じて指導する」などにすべき。	御意見を踏まえ、下記のとおり修正しました。 「不健全旅行等の法令に違反するサービスの提供は、旅行業法（昭和27年法律第239号）において禁止されており、旅行者等による自己点検や国・地方公共団体による立入検査を通じて指導する。」
6 (2) ⑤	観光庁は、海外渡航者だけでなく、国内の観光地・ホテルなどへの啓発・指導を行うべき。	御意見を踏まえ、今後検討して参ります。
6 (3)	法律・制度・政策を検討する際に、被害当事者になりうる女性、子供、若者の意見を反映するようにすべき。	行動計画の改定等に当たり、被害者の支援を行う機関等から意見を聴取したほか、任意のパブリックコメントを実施し、幅広く国民の皆様から意見をいただいたところであり、今後とも、人身取引対策を推進するに当たっては、必要に応じ、関係者から意見等を伺っていくこととしています。
6 (3) ⑤	「人身取引に関する施策の実施状況や人身取引事犯の取締状況等、我が国の人身取引に係る取組をまとめた年次報告を作成し、公表する」を、「人身取引に関する施策の実施状況や人身取引事犯の取締状況等、我が国の人身取引に係る取組をまとめた年次報告を作成し、在留資格別・国籍別・業種別・地域別等、詳細に人身取引事案の内容を公表する」とすべき。	御意見は今後、年次報告等を作成する際の参考とさせていただきます。